

## 「こども誰でも通園制度」を令和8年度から開始

～多様な支援を行う乳児等通園支援事業の実施へ～

### 《市民福祉常任委員会》

焼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

Q 改めて、「こども誰でも通園制度」の概要を伺う。

A 乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない支援を強化することを目的とした制度である。保育所・こども園・幼稚園等が実施事業所となり、生後6か月から満3歳未満の児童を対象に、就労要件を問わず、月10時間まで柔軟に利用することができる新たな通園給付である。基準を満たし、事業実施を予定している園はあるのか。

A 公立の園では、大井川保育園1園を今のところ予定している。

その他の園については、保育園

協会などの関連団体や、各園に對して、アンケートなどを通じて状況や意向を確認していく。

### 《建設経済常任委員会》

焼津市工場立地に関する準則を定める条例の一部を改正する条例の制定

#### 令和7年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案

Q 改正の経緯は。

A 工場立地法の適用を受けている市内の工場へアンケート調査を実施したところ、60社から回答があり、その中の約7割が拡張の計画があるとのことであった。

しかし、アンケートの調査結果では、緑地面積率等の関係から敷地内で拡張する面積が足りないとの回答があり、緑地面積率等の緩和を希望する企業が多いことから、今回の改正に至った。

Q 子ども子育て支援金制度の開始による国保税への影響は。

A 現在の国保税は「基礎課税分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の3つから成るが、

令和8年度からは4つ目として「子ども・子育て支援金分保険税」が追加される予定であり、

一人当たり250円程度増額となる見込みである。

Q 回答があつた60社は条例の第何種区域にあたるのか。

A ほとんどが市街化調整区域となるため、第4種区域となる。